

令和5年度第1回埼玉県食の安全推進委員会 議事録

日 時：令和5年6月6日（火）13時30分～14時45分

場 所：Zoomによるオンライン会議

出席者：委員長 野澤 裕子 食品衛生安全局長
副委員長 坂梨 栄二 保健医療部食品安全課長
委 員 梶野 涼子 十文字学園女子大学 人間生活学部 准教授
委 員 斉藤 守弘 女子栄養大学 栄養学部 教授
委 員 堀江 正一 大妻女子大学 家政学部 教授
委 員 森田 満樹 (一社)FOOD COMMUNICATION COMPASS 事務局長
委 員 市川 秋行 JA 埼玉県中央会 JA 支援部農政対策担当部長
委 員 丸山 盛司 (一社) 埼玉県畜産会 専務理事
委 員 新 武司 (株)ヤオコー 食品安全担当部長
委 員 橋本 勝弘 (一社)埼玉県食品衛生協会
食品衛生アドバイザー
委 員 堀井 菜摘子 (一社)埼玉県乳業協会 事務局長
委 員 大坪 晏子 合同会社フードプラス 代表
委 員 内田 典子 埼玉母親大会連絡会 事務局長
委 員 廣田 美子 さいたま市消費者団体連絡会 代表

(敬称略、順不同)

概 要：

1 開会

2 委員長挨拶

3 委員紹介

4 議事

(1) 食品の臨時出店に係る取扱要領の改正について（資料1、別添1～5）

【事務局説明（食品安全課）】

○要領改正の経緯現在の要領が作成された経緯

・埼玉県での飲食店の種類については資料1別添1を参照。バザーや祭りで出店する屋台については反復継続性がないものとして営業許可が要らない。営業許可は要らないが不特定多

数の方に食品を提供するという事で食中毒予防のために必要な衛生管理を行う必要があり、その衛生確保のために埼玉県では臨時出店の届出制度を設け、本要領を運用していた。

- ・改正前の要領としては保健所にある程度裁量を持たせるため、出店日数の記載や取扱可能な食品についてなどの具体的な規制内容の記載が少ないものとなっていた。そのような状況で届出を受けた保健所が食中毒予防や衛生管理対策について指導を行っていた。

- ・平成 21 年度から本要領に基づいて指導を行ってきたが、施行から 10 年以上経過し、各保健所で臨時出店の届出対象とするか否かの判断に差が出てきた。この判断の統一を目的として今回改正を行った。

○改正内容について

- ・食品の提供による営利を主目的としない一時的な祭礼、催事を対象として明記した。全国調査の結果、ほとんどの自治体が行事の種類や目的を判断基準に加えていたためであり、フードフェスのような食品の提供による営利を主目的とする行事は対象外とした。

- ・出店日数についても各自治体への調査結果を基に①出店が年間 8 日以内②出店する行事が年間 4 行事以内③同一行事における出店が 3 日以内と定めた。

○前回会議で出た意見への対応について

①届出について確実な周知を行うようにしてほしい。

- ・埼玉県内の保健所設置市（さいたま市、川越市、川口市、越谷市）に通知を発出。食品安全課ホームページに掲載を行った。

- ・届出者（行事の主催者）に確実に伝わるよう、イベント主催団体を管轄する課所に周知を行った。保健所設置市を除く市町村の商工会、観光関係、イベント関係担当課、また学園祭関係で臨時出店届が出されるため高校等の学校担当課、その他障害者団体がイベントで出店する場合があるため障害者支援担当課にも通知を発出した。

- ・夏はイベントが多い季節であるので彩の国だより 8 月号に要領改正について掲載予定である。

- ・令和 4 年度に臨時出店届を提出した方々に対し、保健所から個別連絡又は管内市町村、商工会に別途通知を出す対応も行っている。

②県内の保健所設置市とのすり合わせを確実に行ってほしい。

- ・要領改正前から情報共有を続けている。令和 5 年 5 月に開催した 1 県 4 市連絡調整会議では臨時出店届に関する現状報告と 4 市の方針を聴取した。4 市とも埼玉県の改正要領を参考に改正する方針であることを聞いている。また、県からも引き続き情報提供を行っていくということを話し合った。

③前日調理と仕込みの区別が分かりづらい。十分な説明ができるようにしてほしい。

- ・指摘の内容について保健所の担当者と共有し、この区別について改めて認識の確認を行った。また、専門用語を含めて誤った認識が起らないよう、確実に丁寧な説明を依頼した。

④衛生管理に関し、分かりやすい資料を作った方がよいのではないか。

- ・衛生管理に関する注意事項や臨時出店の届出者が行わなくてはいけないこと、取り扱うことができる食品の例示を取扱要領本体から切り離し、分かりやすくまとめて作成した（資料1別添4）。
- ・改正の概要と相談先を掲載したリーフレットを作成（資料1別添5）し、配布を行っている。

○現在の状況と今後の方針

- ・県内各地の関係団体、主催者、出店者から食品安全課又は保健所に問い合わせが入っており、随時対応している。県保健所の具体的な状況については4月21日に開催した連絡調整会議で情報共有を行った。
- ・実際に運用開始すると対応に苦慮した事例や想定していなかった事例が出てくるため、食品安全課と保健所間で共有するQ&Aを作成し、各課所での対応方法や問い合わせ内容の共有を行っている。
- ・情報共有の結果、運用開始から2か月経過の現在、大きな問題は発生していない。
- ・今後、問題が発生した際にはその都度、保健所と共有しながら対応し、必要があれば要領の改正も視野に入れ対応していく予定である。

（委員長）

- ・長年要領を見直しておらず、保健所によって対応にもばらつきがあり、様々な問い合わせが保健所にも寄せられていたことから、見直しを行った。
- ・前回の委員会では改正点の主な所を説明し、御意見をいただき、対応させていただいたが何か御意見がありましたらお願いしたい。

【意見交換】

（委員）

・年間8日以上出店する方々が結局何を申請すればよいのか伝わりにくいと感じている。例えば、営利目的であれば営業許可、日数が〇日であれば届出、違うのであれば別のものであるということがトータルで伝わるような資料を準備いただいた方がよいかと思う。資料1別添5だけ見ると主催イベントがどの申請、届出が必要か分からない方が分からなければ黙ってやってしまうということになりかねないことを危惧している。検討いただければと思う。

→（事務局）本要領の対象から外れるようなことがあれば、その都度保健所に相談いただき必要な飲食店営業許可だとか案内するように保健所に伝えている。その辺りについても業者側からだと分からないかもしれないので周知についても今後検討していく。

→（委員）何かイベントをする際に保健所に相談に行くにしても、今回の企画だと臨時出店届でいいのか、営業許可なのか、もしくは全く要らないのかという一步目の振り分けが分からない方が続出するような気がしている。

営業許可と臨時出店届はこのように住み分けていますよといったような全体像が分かるような資料が別添5の資料の前に必要ではないか。

→（事務局）確かに今回は臨時出店の新しいルールを定めるという目線でスタートしているため、配慮が足らなかったかもしれない。

今後、許可と届出の住み分けについて説明を改めてする際には皆様にも御意見を頂戴したいと考えている。

（委員）

・許可と届出についての住み分けが文章で分かりづらいのであればフローチャートを作ってみてはどうか。検討してみてください。

→（事務局）御意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

（委員）

・この届出に関しては何日前に保健所に届けるという目安はあるのか。

→（事務局）要領改正前から変更はないが、最低限行事の前に出すことになっている。早く出していただければいただくほど、必要な指導を保健所で行うことができるのでできる限り早めに提出していただいている。

→（委員）検便が推奨されているということもあるので、早めというよりは今後は目安の日数も記載しておき、先程別の委員が言ったようにフローチャートに入っていると届出する方は非常に分かりやすいかもしれない

→（委員）僭越ではあるができる限り速やかにとというのは、一応2週間前という理解でよろしいか。

→（委員）健康のことを考えれば2週間前が一番指導しやすいのではないかと思う。

（委員長）

・おかげさまで要領改正となり、これで運用させていただくこととなった。今後も具体的な意見をいただき、反映させながらより良いものにしていきたいと考えておりますので引き続きよろしくお願いいたします。

（2）各課からの事業説明について

【事務局説明（食品安全課）】

・食品安全課は食の安全性を確保することによって県民の健康を守る体制の充実を図ることが目標となっている。柱として食中毒予防対策、HACCPによる衛生管理の推進、食品の監視体制・検査の充実、リスクコミュニケーションの充実強化を掲げている。

○食中毒予防対策について

・当然、食中毒ゼロを目指しているが、時期によって発生件数が多くなったり、患者数の多い食中毒が急に発生したりすることがあるため、ターゲットを絞りながら適切な指導やアドバイスを行っている。

・新型コロナウイルス感染症の影響か、消費者の方々の手洗いやマスクの着用などに取り組んでいただくことにより食中毒発生件数は若干少なくなっている。しかし、最近になってノロウイルスによる食中毒が発生しているため今後も十分な対策を行っていく必要があると考えている。

○HACCPによる衛生管理の推進

・令和3年6月にHACCPによる衛生管理が義務化されたことにより、県内すべての施設がHACCPを稼働することが目標になっている。導入されていてもうまく稼働できていない施設もあるため、監視員が寄り添い、分かりやすい指導を行っていく。

・HACCPの衛生管理の実行のためには事業者が自主検査を行っていくことも重要であるので自主検査の実行という点でも指導・助言を進めていく。

○食品の監視体制・検査の充実

・自主検査がきちんとできているか

○リスクコミュニケーションの充実

・正しい知識を持ち、その知識に沿って食品衛生に関する対策を取っていく。本会議についてもリスクコミュニケーションの充実の一つである。消費者、生産者、食品事業者、行政がそれぞれの立場から情報共有を図っていくものである。

【意見交換】

(委員)

・リスクコミュニケーターの研修とあるが、この研修は誰を指しているのか。

→(事務局)対象を一つに限定しているわけではないが、調理に従事している方、学校給食やその指導する立場にある方に参加をしていただき、調理に従事されている周りの皆様に教育をしていただく、そのような研修を実施しているところである。子ども食堂などもあるが括りが違うため、給食関係に携わっている方で指導者となるかたを対象として行っている。

(委員)

・内容はいいと思うので品質管理の立場としての要望になる。HACCPが制度化された背景としては結局、HACCPを活用することで食中毒を防ごうというところからスタートしている。HACCPによる衛生管理と食中毒予防は現在、別の柱となっているが将来的には一つにまとめた方がよいのではないかと感じる。とらえ方次第ではあるが食中毒予防とHACCPが別で動いているように見えなくもないので将来に向けてそう言ったことも御提示していただけるとありがたいなと感じた。

→(事務局)委員からは事業者としての目線でご要望をいただいていると受け止めております。行政としてはキノコや毒草などの自然毒や消費者教育を含めて考え、充実させていかなくてはいけないため、一つにまとめることは難しいかもしれない。食中毒の発生については流行や季節的なものもあるかと思うので色々と検討しながら反映していきたいと思う。

【事務局説明（農産物安全課）】

○これまでの経緯

・GAPというのはGood Agricultural Practicesという英語の頭文字をとったもので良い農業のやり方、実践を意味している。良い農業とは日頃の農業生産の中で各工程、作業について食品安全、環境保全、労働安全の3つの観点から危険性や問題点などの課題に対して対策を行い改善していくことで適切な農業を実践する取組のことを言う。

・埼玉県においては平成27年3月に国のガイドラインに準拠した県独自の農業規範としてS-GAPを策定した。平成28年度からは取組に対する到達度を客観的に評価するS-GAP農業評価制度を作り、普及促進を図ってきた。

・令和4年3月に国で新しい動きがあり、食品安全、環境保全、労働安全の3分野に人権保護、農場経営管理の2分野を追加した国際水準GAPガイドラインを策定し、古いガイドラインは廃止となった。国からは都道府県GAPを継続する場合は新しいガイドラインに基づいて改定するように言われている。

・埼玉県においては今後の方針決定のために、当委員会での意見や生産者への意向確認、有識者の方々に構成する検討委員会での検討を実施してきた。その結果S-GAPは国の国際水準GAPガイドラインに基づき改定し、現行基準のS-GAP農場評価制度についても県内の指導用として当面は存続させるという方針になった。

○今年度事業の概要（資料3）

・現在実施しているのがS-GAP実践農場であり、今年度はS-GAP+（プラス）、S-GAPスタート宣言を開始し、生産者の段階に応じた新たな制度を創設予定である。

・S-GAPスタート宣言とは現行のS-GAP実践農場の取組の中から基礎的な10個を厳選し、農業者の方にスタート宣言をしていただくという取組となる。ステップアップのための現地研修会やセミナーの開催、事例集を作成して取組を進めていく。

・国際水準GAPに準拠した内容に対応していくに当たり、人権保護と農場経営管理の分野に取り組む必要があるため、この2分野を指導する専門家として社会保険労務士、中小企業診断士を希望する生産者に派遣し、取組を支援していく。

・販路拡大のため、民間事業者の方や応援していただける店舗の方々と連携し、PR活動を行い、消費者の理解も促進していく。

【事務局説明（畜産安全課）】

○スタートアップ！卵肉いいとこどり開発事業のこれまでの経緯

・埼玉県唯一のブランド地鶏として彩の国地鶏タマシャモがあり、そのタマシャモを交配させた新たな県産ブランド地鶏の開発を行っている。

・タマシャモは、1984年に埼玉県養鶏試験場（現在の農業技術研究センター）で育成した品種で、1975年の開発開始からおよそ半世紀になる歴史の長いブランド地鶏である。スー

パーマーケット等で見えるブロイラーが肉用鶏全体の出荷量の53%を占めており、一方で地鶏は1%程となっている。

・本事業は令和3年度から7年度までの5年間で新たな県産ブランド地鶏の開発をしている。現在は鳥インフルエンザの影響により、鶏卵は、スーパーでは200円、300円を超えていることがあるが、平成30年度は10個で171円と価格が低迷していた。鳥インフルエンザにより、昨年度は全国で1700万羽の殺処分が行われ、1日あたり1000万個以上の卵が市場に出回らなくなった。需要に対する供給量が少なくなったことで価格が高騰したが、供給量が回復すれば値段はまた下がることになる。

・地方では、100万羽単位の大規模養鶏を行っている会社もあるが、埼玉県内では大きい規模でも30万羽程度となっている。多くの農場は庭先などの農場近くの直売や飲食店やスーパー、JAの直売所に卸して販売している。養鶏農家も独自の飼料配合を行い、農場ブランドを作成するなど様々な工夫を行っているが、飼料価格が高騰していることもあり、経営がうまく立ちいかなくなっている。

・今以上の収益向上のため、新たな戦略としてタマシャモの血を受け継いだ新たなブランドを作成し、それを採卵鶏として作ろうというところを目指している。特徴のある卵は実際に高価格で取引されている。

・令和4年度は実際に農家に配るコマーシャル鶏の作出をしており、令和4年度末から令和5年度秋頃にかけてそのヒナを実際に農家に配る予定である。コマーシャル鶏を作出し、その親と子どもの能力を勘案して系統を決定している。最終的には令和8年度に農家にヒナを供給し、卵を産んでもらい新たな高付加価値の卵として売っていただくという事業になっている。

・新品種の特徴としてはシャモの血が入っていることで烏骨鶏やアロウカナという品種の価値になるのではないかと思う。また、採卵が終わった産卵鶏についても普通の採卵鶏と比べて肉そのものの旨味があり、価値のある収益が出るのではないかと考えている。

○現在の状況と今後の予定について

・研究開発のスケジュールとして、令和5年度はコマーシャル鶏の選定試験を行っている。
・どういった形で供給するのかブランドコンセプトの検討をしている。農家にアンケートを取ったところ、およそ半数が興味があるという回答をもらっている。最終的には消費者やバイヤー（スーパーや直売所）がどれくらい受け入れてもらえるのかといったところが課題となっている。

・タマシャモ自体は肉養鶏のため、普通の鶏に比べ平均体重が大きい。普通の採卵鶏を飼っている農場でも飼える大きさまで小さくできるかが現在の開発の中で苦労しているところである。

【意見交換】

(委員)

・いいとこどりの卵や肉については官能試験を行っているのか。通常使われている品種よりもある成分が特化しているというような科学的な根拠が示される予定はあるのか。

→ (事務局) 資料4の5ページ目に記載されているが、おいしさの指標となる成分としてアラキドン酸含有量の比較を行っている。元々タマシャモは一般採卵鶏と比べ80週齢のもも肉(廃鶏になる時期)のアラキドン酸の値が高い。いいとこどりについてもアラキドン酸の値が100mgを超えているという報告を受けている。

→ (委員) イミダゾールペプチドなどを調べていただいて鶏肉を摂ると疲労回復に役立つということを示すことができると非常にいいアピールになると思う。

→ (事務局) 検討させていただきます。

(委員)

・民宿やレストランなどで地域独自のものを作り、提供する場所も増えてきている。そういったところと早めに組んでいただき、流通されるようになれば買いますよ、使ってみたいと言ってもらえるような連携が進むようにしていただければ、生産する方も安心できるのではないかと思うので検討していただければと思う。

→ (事務局) 貴重な御意見ありがとうございます。検討させていただきます。

(委員)

・私はタマシャモが好物で食べたいがなかなか手に入る状況ではない。以前、自社ブランドでタマシャモを使ったカレーを作っていたが、まず手に入れることが大変だった。新ブランドの流通の前に食肉の鶏を増産していただきたいと思う。

→ (事務局) タマシャモを応援していただき感謝申し上げます。タマシャモについては平飼いで飼う条件もあり、さらに3戸しか作っていないため、生産量が少ないという現状がある。御指摘のとおりタマシャモの普及に関してはなかなか難しいということがあり、新しい採卵鶏に関しても普及を頑張っていきたいと思っている。

(委員)

・新ブランド鶏については卵黄が大きく、コクがあるという話があったが、どのくらいの大きさなのか、あと年間の産卵率がどれくらいなのか教えてほしい。

→ (事務局) 新ブランド鶏についてはタマシャモの血の影響で卵自体が少し小さい。基本的に卵というのは卵自体の大きさが大きくなっても白身の大きさが変わることになり、黄身の大きさはあまり変わらない。新ブランド鶏の卵自体はまだ多く出てきてはいないが現状、その小ささのわりに卵黄は大きいということと旨味があるということは研究の方から聞いているので、その傾向は新ブランド鶏にも出るだろうと聞いている。

実際の採卵鶏の採卵数がおおよそ年間300個以上である。手元にデータがないため具体的なデータをお示しできないが8割程度であると聞いている。

【その他】

(委員)

・小さな案件になるが私は埼玉県よろず支援コーディネーターを行っており、お客様からシェアキッチンのお話をよく聞く。シェアキッチンで食中毒が発生したという話は聞かないが衛生管理や届出などのルールができていないのではないかと思いますのでその辺りを教えていただければと思う。

→ (事務局) シェアキッチンについてはすでに営業許可を取得するように指導しているが、シェアキッチンがどのような業態になっているかによって必要な許可が異なってくる。例えば、シェアキッチンの大元を管理している方が許可を取り、その管理下でそれぞれの業者の方が調理、製造するパターンと大元の施設自体は許可を持たず、場所だけ貸してシェアする業者それぞれが許可を取得するパターンがある。どちらにおいても保健所から必要な指導は行っているが業者が入る際、切り替わる際の清掃やアレルギーの持越しなどが無いように各保健所から指導を行っている。

(委員)

・資料2の資料について。食品表示法とリスクコミュニケーションについての説明があったが、以前は食品表示に関する啓発を行っていたと思う。食品表示に関するコミュニケーションということではないが、現在は消費者の方々への食品表示に関するコミュニケーション活動は行われていないのかお聞きしたい。

→ (事務局) 食品表示に関しては御存じのとおり色々な部にまたがっている。食品表示の中でも期限表示やアレルギー表示については食品安全課で指導を行っているが原産地表示などの他分野に関しても、共有し担当課と協議しながら進めており、連携して実施している。

→ (委員) 食品ロスといったところも別の課で行っているかと思うがそういった担当とも連携しているという理解でよろしいか。

→ (事務局) そういった表示に関する相談についても保健所をはじめ、可能な範囲で対応している。

(委員長)

・お時間も過ぎておりますのでよろしいでしょうか。長時間にわたり御審議いただきありがとうございます。今年度あと2回開催する予定となっております。食の安全・安心に関する施策について皆様から御意見をいただきたい際にまたご検討をこの場でいただければと思いますので引き続きよろしくお願いいたします。

これで議長の座を下ろさせていただきます。ありがとうございます。